

# 令和元年度 第1回鳥取県消費者教育推進地域協議会 概要

- 1 日時 令和元年8月2日（金）午後1時から2時40分まで
- 2 場所 米子コンベンションセンター 第8会議室
- 3 出席者 別紙委員名簿、関係課・事務局出席者名簿のとおり
- 4 概要

## （1）報告事項

- 平成30年度消費生活相談の概要について
- 部会名簿について
- 令和元年度の消費者教育の取組状況について

○事務局から〔資料1～4〕により説明した。

## （2）議事

- 消費者教育推進計画における具体的な取組について

○事務局から〔資料5, 6〕により説明し、各委員から意見を伺った。

### 《報告事項に関する主な意見》

#### 【LINEによる情報発信】

○LINE周知用のチラシやカードが完成したら提供してほしい。

○若い人にも興味を持ってもらい、ツイート等で広めてもらえるように、消費者トラブル情報や講座情報の硬い内容だけでなく、軟らかく面白いコンテンツも加えて、硬軟織り交ぜた内容となるよう検討してはどうか。

#### 【若年者向け消費者教育】

○若年者に対する消費者教育は、教育委員会との連携・協力が不可欠であり、本年度、教育委員会で高等学校の消費者教育に関わる教員を対象にした研修会が予定されていることは非常に心強い。

○平成30年度に全小学校に配布されたエンカルソング「お金名人」DVDが活用されるよう教育委員会、学校での取組を進めていただきたい。

#### 【とっとり消費者大学】

○とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座について、日程の都合で参加できない人のために、録画等によってコンテンツを蓄積し、後日の視聴が可能となるような方法を検討してはどうか。

### 《議事「消費者教育推進計画における具体的な取組について」に関する主な意見》

#### 【消費者安全確保地域協議会】

○県、市町村に設置する協議会については、見守られる側の障がい者団体等が構成員に含まれ、かつ実効性のある協議会となるように進めていただきたい。

○県の協議会の動きや市町村への協議会設置の働きかけについて、どのような内容でどのように進めていくのかを整理して、委員に情報提供していただきたい。

○自身の消費行動管理が難しい人に対して、色々な事業者と連携して権利を擁護し、支援の手を差し伸べることができる協議会を市町村でも作っていただきたい。

○小売店は、高齢者のコミュニティの中心になるような機能があるので、高齢者等の見守りに小売業の現場を活用していただきたい。

○地域住民による近所同士の見守りが必要だと思われるが、世帯数、マンションの有無、世代間ギャップ等に応じて、その地域に合った方法で見守っていく必要がある。

#### **【エシカル消費】**

○学校教育におけるエシカル消費の取組状況を親世代や祖父母世代にも共有してもらうことが必要。

○エシカル、フェアトレードなどの新しい言葉への県民理解が進むように、地域の勉強会等で普及していく必要があり、見守りネットワークの中でそういうものを網羅していくことも必要。

#### **【消費者教育の展開】**

○とっとり消費者大学に出向くことができない人たちに対して、地域の公民館単位で講座を展開できると消費者教育の広がりが期待できる。

○消費者教育の授業を受けた高校生が、地域の小学校や保育園に行って子どもたちにお金の使い方を教えるような、年代をつなげていく消費者教育の取組ができるとよい。

○小学校での消費者教育に消費生活相談員を活用しており、県が本協議会で作成した小学校向けDVD教材が県内の学校で活用されるよう取り組んでいる。

○消費生活センターが司令塔になり、関係者・関係団体との連携によって消費者教育への取組の裾野が広がっているのを、引き続き進めていただきたい。

以上